

第2節 自主防災組織の役割

第39条 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。